# 秘密保持契約書

武智産業株式会社(以下「甲」という。)及びAI TECH TEAM(以下「乙」という。)は、相互に授受される秘密情報の取り扱いについて、次のとおり秘密保持契約書(以下「本契約」という。)を締結した。

#### (目的)

甲及び乙は、民泊コンシェルジュAIの業務要件定義書で定義される開発を目的として(以下「本目的」という。)、 それぞれ自らの裁量により必要と認められる範囲で、相手方に対し、秘密情報(第2条第1項に定義する。)を開示する。

### (定義)

- 1. 「秘密情報」とは、甲又は乙が相手方に対し、①秘密である旨を指定して書面又は電磁的方法により開示する情報、②口頭、実演、上映、投影、その他書面又は電磁的情報を提供しない方法で開示する情報であって、当該秘密情報を開示するに際し、秘密である旨を相手方に告知し、かつ、開示後30日以内に、当該情報の内容を取りまとめて秘密である旨を書面により相手方に通知した情報、③交付するサンプル等の有体物であって、交付の際に秘密である旨を書面で通知したもの、④個人の特定が可能な情報、⑤証券取引法にいうインサイダー情報、⑥その他業務の遂行上伝達され、若しくは見聞されるもので、明らかに機密に属すると判断される情報をいう。秘密情報には以下に例示する非公知・非公開情報も含まれるが、これらに限定されない。
  - 新規事業、新商品等に関する情報
  - 事業、技術、商品、サービスに関する情報
  - o 金融、流通等の業務ノウハウに関する情報
  - o システム開発・調査ノウハウ等業務ノウハウに関する情報
  - o 営業方法、販売方法、価格、コスト等に関する情報
  - 未公開の特許及び公開特許の詳細情報等知的財産権に関する情報
  - o 提携・合併等に関する情報
  - o 組織、人事、業務等に関する固有のマニュアル、名簿等
  - システム仕様書等
  - o 社外委託、購買に関する情報

ただし、以下の各号のいずれかに該当するものを除く。

- ① 開示される以前に、相手方が知得していたもの
- o ② 開示された時に、すでに公知であったもの
- 。 ③ 開示した以降に、相手方の帰責事由なく、公知となったもの
- ④ 相手方が、正当な権利を有する第三者(相手方以外のすべての者をいう。以下も同様。)から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの
- 2. 「開示者」とは、秘密情報を相手方に開示する当事者をいう。
- 3. 「受領者」とは、秘密情報を相手方から開示された当事者をいう。
- 4. 「知的財産権」とは、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、回路配置権、回路配置権の設定の登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、育成者権、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限定されない。)及び商標権、並びに、これらのいずれかに相当する日本国外の法令に基づく権利をいう。

### (秘密保持義務)

- 1. 受領者は、本目的のために開示者から開示された秘密情報、並びに、開示者と本目的に係る検討、交渉を行っている事実及び本契約の存在を、厳に秘密として保持し、開示者による事前の書面承諾を得ない限り、第三者に対して、開示又は漏えいしてはならず、また、開示者による事前の書面承諾を得ない限り、秘密情報を本目的以外のために用いてはならない。
- 2. 受領者は、自己の役員又は従業員のうち本目的のために秘密情報を知る必要がある者に対し、本目的のために必要な範囲内でのみ、秘密情報を開示することができる。
- 3. 受領者は、開示者による事前の書面承諾を得た場合に限り、自己の[子会社/親会社/関係会社]のうち本目的のために秘密情報を知る必要があるものに対し、本目的のために必要な範囲内でのみ、秘密情報を開示することができる。
- 4. 第2項の規定に基づき、又は、開示者による事前の書面の承諾を得て、秘密情報を開示した甲又は乙は、当該情報を開示した第三者をして本契約に定められた自己の義務と同等の義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者の行為について全責任を負う。
- 5. 国又は地方公共団体の機関から秘密情報の開示を命じられた場合、受領者は、これに応じるために当該機関に対して必要最小限の範囲内において、秘密情報を開示することができる。この場合、開示者に対し、当該命令を受けた旨を、合理的に可能な範囲で、速やかに通知する。

### (知的財産権)

- 1. 甲及び乙はいずれも、相手方の秘密情報に依拠して、発明、考案、著作物その他の知的財産権の目的となるもの(以下「発明等」と総称する。)を得た場合には、相手方に対し速やかに通知し、また、当該発明等に関する知的財産権の帰属及び取扱いを別途甲乙間で協議のうえ決定するものとする。
- 2. 次の各号のいずれかに該当する発明等に係る知的財産権は、その発明等をなした当事者に単独で帰属するものとする。
  - 各当事者が本契約締結日前から保有するもの。
  - 各当事者が、本目的を遂行する過程で、相手方から提供された秘密情報に依拠せずに独自に創出又は取得したもの。

## (確認事項)

- 1. 開示者から受領者に開示された秘密情報に係る一切の権利及び利益は、開示者に帰属するものとし、受領者に対する秘密情報の開示により、知的財産権その他一切の権利及び利益が受領者に譲渡されるものではなく、また、実施許諾、使用許諾その他いかなる権限も受領者に与えられるものではない。
- 2. 甲及び乙は、本契約が、本目的を遂行するに際して当事者間で開示される秘密情報の取扱いにつき定めるものであって、当事者間における物品の売買、役務の提供若しくはこれらの予約その他いかなる取引又は本契約に 定めのない事項を約定するものではないことを確認する。
- 3. 甲及び乙はいずれも、自己を開示者とする秘密情報について、正確性、有効性、安全性、特定の目的への適合性又は知的財産権の非侵害その他いかなる事項についても何ら責任を負わない。
- 4. 甲及び乙は、本契約により、いかなる意味においても相手方に対する秘密情報の開示義務を負うものではない ことを確認する。

# (秘密情報の返還・廃棄)

本契約の終了後直ちに、又は、開示者から要求があった場合、受領者は、開示者から開示を受けた秘密情報(複製・ 複写等を含む)を、開示者の指示に従い返還し、又は廃棄する。

# (損害賠償義務)

甲及び乙は、本契約に違反して、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し、損害(相手方の弁護士費用を含む。)の賠償をしなければならない。

## (差止め)

甲及び乙は、相手方が、本契約に違反し、又は違反するおそれがある場合には、その差止め、又はその差止めに係る 仮の地位を定める仮処分を申し立てることができるものとする。

# (有効期間)

- 1. 本契約は、本契約締結日から3年間、有効に存続する。
- 2. 前項の規定にかかわらず、本契約の終了後においても、本契約の有効期間中に開示等された秘密情報については、本契約の終了日から3年間、本契約の規定(本条第1項を除く。)が有効に適用されるものとする。

## (紛争の解決)

- 1. 本契約に定めのない事項、疑義が生じた場合、又は本契約に関連する紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議の上、円滑に解決を図るものとする。
- 2. 本契約に関する紛争については、訴えを提起する当事者の選択により、東京地方裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本契約書を電子的に作成し、甲乙双方が電子署名を行うことにより効力を生じるものとする。

2025年04月13日

甲 武智産業株式会社

電子署名:

乙 AI TECH TEAM

電子署名:

※本契約書は電子署名法第3条の規定に基づき、電子署名が手書き署名や押印と同等の法的効力を有することを、甲乙 双方が確認する。